

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年6月27日(月) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 欠 席	7 番 森 計人
8 番 面田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 事務局 前田 篤史 書記 峯 彩乃

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
5. 議 事
 - (1) 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第12号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - (3) 議案第13号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
 - (4) 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
6. その他

事務局長	<p>(挨拶)</p> <p>令和4年度第3回目となります東彼杵町農業委員会6月期の総会を開催します。改選後初めての総会となります。農業委員さん推進委員さん6名9名の方が新任でいらっしゃいます。農業委員会について一通り制度を説明してから議事に入るやり方もありますが、一度に説明をしてしまうと時間がかかりますし、逆に分かりにくくなってしまったので、会長と相談して、本日の審議については、通常読み上げて審議に移るところを、読み上げた後審議のポイントを補足説明してから審議に入っていく進め方をさせていただきたいと思います。なお、農地等に関する許認可権については農業委員さんのみですが、議案等の意見等につきましては推進委員さんも発言できますのであらかじめお伝えします。では定期総会を進めてまいります。</p> <p>本日の出席は農業委員の山口委員さんが欠席で13名です。過半数に達しておりますので、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が正式と報告します。</p> <p>また推進委員さんは福田委員さんが欠席ですので13名が出席されます。</p> <p>それでは西坂会長再度の挨拶をいただきまして、総会に沿って、本日の議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>採決に関しては農業委員だけの採決になりますので、質疑応答の際には、地域の農業委員さん、推進委員さんでもわからないこともありますので、十分に中身を吟味されてお話しいただければと思います。いろんな申請に関しましては申請者と事務局がやりとりしながら申請しますので、あまり協議し直すことも多くないですけど、わからないところがありましたら質問をしていただいて、そこを解消して採決に入りたいと思いますのでご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは6月期の総会を始めたいと思います。本日の議事録署名委員の指名について3番の福田委員、4番の出口委員のお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。4番報告事項、事務局から説明よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回、報告事項は無しということでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>通常は、改良届とか、いろんな報告事項があったらこの部分で事務局より説明をして、その件に関して意見があれば発言していただきます。今回はないので次に進みたいと思います。5番の議事に入りたいと思います。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(挨拶)</p> <p>議案に入る前に議案第11号なのですが、4月から連番で議案1号から3月まで連番で取っていきますので、11号なのは4月5月を経て6月で11号となっています。</p> <p>それでは資料の3ページ農地法第3条ですけど、先にどういったものかを説明させて</p>

いただきたいと思います。議案補足説明資料を一緒に見ていただいでよろしいでしょうか。議案補足説明資料の2ページから5ページまでが農地法第3条についてですが、2ページから4ページは様式を付けています。こういう様式を出してもらうのですが、総会資料では添付を略しています。こういう書類を申請者の方に提出してもらっていると思っていてください。あと補足説明資料の5ページをご覧ください。農地法第3条、「農地の貸借、または所有権移転に係る許可(農業委員会が許可する)」とありますが、貸し借りの中にも、賃貸借、物納であったりとか、お金が発生する貸借と、使用貸借と出てくるのですが、これは無償での貸し借りですね。所有移転も売買と贈与、売買が有償で贈与が無償。

下に農地法の条文を書いております。一応読み上げます。

「第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」ということで、かいつまんで言うと、貸し借りや売買をするときは農業委員会の許可がいります、というようなことが書いてあります。ポイントですが、まず面積要件がございます。下限要件ということで、新規に取得される方は10a以上の面積取得でなければだめという風になっております。

増反、例えば今10a持って増やすということであれば、合計で20aを超えるようにしないといけないとなっております。基本的に国の規定では50a以上となっておりますが、町でそこは指定できるとなっております、別段の面積という言い方ですけど、今、赤字で書いている新規取得10a以上(増反なら計20a以上)と東彼杵町で設けている状況です。

2つ目、原則、農作業に従事する日数が年間150日以上ということで、但し、短期集中のものもOKということで、農地法にも書いてあります。全体を見て総合的に判断してくださいということを書いてあります。

3番目が、耕作に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数、この辺も見ますということで、4番目が、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことということで、この辺全体まとめて言いますと、きちんと農業経営ができるか、面積規模、あるいは経験とか、機械の取得状況、この辺を総合的にみて、農業がちゃんとできる人か、農地が荒らされていかないか、とかそういったところをよくみてくださいという意味だと思います。

あとは周囲への影響ということで、例えば田の水利などに影響があるような所有権移転とか貸し借りをされてないですか、というようなところも見てくださいという風になっております。

1番下の委員の主な仕事ということで、ここが皆さんに注意していただきたいところとなっております。1つ目、「権利移動者(貸人・借人)からの相談対応」ということで、農地の貸し借りとか所有権移転について、役場に相談に来られたら、圃場のある地区の農業委員さん推進委員さんをご紹介させていただいて、委員さんに一言いってくださいねと話をするようにしています。その際にご自宅の電話番号とかもお伝えし

ておりますので、電話がかかってくる事もありますので、ご協力お願いいたします。
2 つ目、「現状確認（必要に応じて申請者との立ち合い）」ということで、ご相談があった際に、場所の状況を知っていれば立ち合いは必要ないと思うのですが、一緒に見に行ったりして問題ないか確認していただいて、3 つ目、「総会での意見」ということで、現状こうなっています、この権利移動とくに問題ないです、その他補足でこういう事情でこうこうされていますとか意見をいただければ助かります。何も聞いていないとかもありますけど、そういう時は事前に総会資料をお送りしますので見ていただいて、ここが出ていると見ていただいていたら、会長から聞くことがありますので、状況だけでも確認していただけたらと思います。

簡単ですけど以上が第 3 条の説明になります。

総会の議案に戻ります。3 ページをご覧ください。

「農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の（1）の規定により、意見を決定するため審議を求める。」ということで、さっき言った農業委員会が適正かどうか審議をします。

1 件目が所有権移転の無償、贈与です。所在が駄地郷合田、地番が 806-12 と 806-14、登記の地目が田、現状地目というのが農地台帳に登録されている地目です。それが田。農振、これは 3 種類あって、農振農用地と農振地域と農振地域外というのがあります。また何かあったときに説明します。面積が 39 m²と 50 m²、二筆合計で 89 m²、経営面積がその隣に書いてありますけど、ここで譲受人の経営面積が先ほど言いましたように、新規の方は 10 a 以上、増反の方は 20 a 以上、その隣が労力総数・稼働数ということで、お一人で約 45 年、年間 300 日はしているということで、150 日は超えております。こういうのは事務局に出された時点で確認はしていますけども、一応総会資料にも書かせていただいています。

申請事由は贈与、交換ということで、ナンバー1 から 3、この後 2, 3 とありますが圃場の状況に合わせてそれぞれ分筆後に交換ということで、一筆の中に 2 枚の田んぼが跨っていて、こっちからこの人、こっちからこの人と、きっちり分けたいということで交換すると 1 から 3 まで出ております。備考の欄には機械の取得状況を記載しております。

続いて 5 ページ、通常の総会の時は、読んで地図に行くことはないのですが、事前に目を通してもらえると助かります。

場所を示しています。これは例外的なので少し分かりにくいですが、811-7 とか 811-8 とか色がついている部分が今回所有権を移転されているところです。上の航空写真上は、分筆が終わってない状態で状況が違いますが、分筆した点線が下の図にはあるのですが、それで代えるということです。

例えば、白の四角の真ん中より少し上の田ですが、家の真横の田、湾曲した形になっていて下の方はまた違う方が作っている 2 段ありますけど、その部分を分筆して、正規に作られている方に所有権を替えるということです。

3 ページに戻ります。2 番と 3 番ですけど、駄地郷 806-13、田 1 筆、0.45 m²、交換・贈与となっています。3 番が駄地郷 811-7 と 811-8、田 2 筆、166.83 m²、所有権移転

	<p>となっております。</p> <p>続いて4ページの4番5番ですけど、貸し借りについて書いてあります。</p> <p>4番の横に賃貸借権と書いてあります。有償での貸し借りということです。蕪郷の1517-1、現状地目が樹園地、茶畑です。農振農用地で4,353㎡、西海市でドリンク茶を製造されている法人への貸し付けとなっております。飛びまして、申請事由のところですけども、賃貸借5年間、5月総会においても協議した西海市の法人による賃借ということで、この近くの農地も借り受けるということで、先月許可を出しております。この土地につきましては、子に貸し付けをされておりましたので、それを一旦解約して、新規で法人に貸し付けをするということで、1月遅れでここだけなっているという状況です。備考のところは10aの10,000円ということで、2年目までは10aの7,000円で貸し付け、乗用機械を持っていらっしゃるというように書いてあります。</p> <p>5番が使用貸借権ということで、こちらは無償での貸し付け、平似田郷の630、632-1、633、田3筆、3190㎡、借受人は3年ほど前に就農をされた方のようなようです。労働力を書き忘れたのですが、奥さんとお二人、3年250日と年間作業をされているようです。2年間の使用貸借、野菜の生産規模拡大をされるということでございます。</p> <p>4月の総会の折、もう作れないと誰か作れないですかとあっせんの議案を出していただいて、地区の委員さんをあっせん委員さんにしていただいて、借受人を探していましたが、すぐに話がまとまって、借受人が野菜を作るため借りますということで申請を出されております。6ページについては同じで、航空写真の場所を出しております。参考にあとでご覧ください。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今事務局から説明がございましたけど、まずは1番から3番に関しましてご質問等をお受けしたいと思いますけど、まずは地元の委員さん何かございましたらお願いしたいんですけども、特段ないですか。</p> <p>ご質問等お伺いしたいと思いますけど何かないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>「はい」の声</p> <p>1番から3番までまとめてとりたいと思いますが、この件に関しまして許可ということでよろしいということであれば、挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。多数ということで許可することといたします。</p> <p>続きまして4番の方に行きたいと思いますが、4番に関しまして地元の委員さん何かございませんか。その他の方から何かご質問等ないでしょうか。何もなければ採決に移ってよろしいでしょうか。それでは4番のことに関しまして許可すると思われる方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。 続きまして5番の件に関しまして地元委員の山口委員さん、推進委員の富永委員さん何かございましたらお願いします。</p>
富永推進委員	<p>富永です。4月に中山間の総会をした折に、借受人が、紹介があったように松浦の方から新規参入で4、5年前に来られて、40前後で奥様も外国の方で、なかなか奥さんの方が気張る感じで、福島委員からも連絡があって良かったなと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。その他にご意見、ご質問はないでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>それでは決を採らせていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>5番の件につきまして、許可するという方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。 それでは引き続きまして次の議案第12号農業経営基盤強化促進事業による権利設定について、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず補足資料から説明したいと思いますので6ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第18条、第19条で、「農地の貸借または所有権移転に係る許可」ということで、町が決定をする。こちらは農業委員会が最終的に決定するのではなくて、農業委員は意見を言うような立場になっております。「認定農業者が利用可能な方式」ということで、誰でも使えるわけではないとなっております。下が条文です。 農用地利用集積計画が18条。「市町村は、農林水産省例で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」第19条が「市長村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅延なく、その旨を公告しなければならない。」というので、この貸し借りが農用地利用集積計画というものに基づいた貸し借りをすることになっております。 下を書いてありますけども、「農用地利用集積計画の内容が基本的構想に適合するものであること」ということで、基本的構想とは何かというので、町で作っている農業</p>

	<p>の基本方針みたいなもので、こういう農業、農家を目指していきましょうというものを作ってあります。例えば、農業所得 400 万円以上とか、労働時間 2000 時間未満とか、作物別の経営規模はこれぐらいずつがいいのではないかとかいうのを作ってあります。認定農業者は基本構想を基準に認定された農業者であるということで、だからこの法律での農地の貸し借りを認定農業者の人は使えるということになっております。主旨もそこに書いてありますけど、「市町村が農業委員会等の関係機関・団体と協力して、農用地の出し手の掘り起こし活動を行い、掘り起こされた農用地を効率的かつ安定的な農業経営に結び付けていくことにより、農用地の権利移動の円滑化と方向付けを図る事業」ということで、担い手と呼ばれる認定農業者に貸し付けて安定的に作っていきましょうというような内容になっております。委員の主な仕事は、さっきと一緒に、権利移動者からの相談対応と、現地の確認と総会でのご意見をいただくというような内容となっております。</p> <p>それでは議案に戻ります。議案の第 12 号 7 ページになります。まず 1 件目は所有権移転、贈与です。瀬戸郷の館山 297 番、田 1 筆、816 ㎡、備考に書いておりますけど譲受人が既に耕作中の圃場ということで、数年前から譲渡人が財産の整理をされているようで、ここは譲受人が作っているから贈与するというような内容となっております。1 回ここで採決をよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>今の説明がございました、7 ページの申請番号 1 番、この件に関しまして、まずは地元の委員さんから補足などありましたらお願いしたいのですが、ないですか。</p>
林田委員	<p>はい</p>
議長	<p>他の委員さんからご質問等ございましたらお受けします。何もないようでしたら、決を採りたいと思います。それでは申請番号 1 番に関して許可相当ということで賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。続きまして 2 番に行く前に、清心委員さんには退席をさせていただいております。</p>
事務局	<p>8 ページ申請番号 2 番です。所在地が八反田郷の 1088-1 と瀬戸郷の 1070、田 2 筆で 2,603 ㎡、利用目的が田で、賃料が 2 筆で 2 万円、10 a 当りになりますと 7,683 円ほどになります。10 年間、令和 4 年 7 月 8 日から令和 14 年 7 月 7 日までとなります。今農業委員会の総会で協議をして表の右上に書いてあります 7 月 1 日公告予定ということで、町で公告されるのが 7 月 1 日と、おおむね 10 日ほどしてから正式に貸し借りの時期がスタートするようになっておりますので 7 月 8 日からとなっております。備考の欄にありますけど、未相続地は相続人の過半数の同意があれば貸付可能という</p>

<p>議長</p>	<p>ことで、今回は相続人がお二人いらっしゃって、お二人が同意をされているということで、個々の資料には出てきませんが、こういうのもありますのでご注意ください。以上です。</p> <p>ありがとうございます。今申請番号2番につきまして事務局より説明がありましたけど、この件に関しましてご質問ご意見ございましたらお受けしたいと思いますけど、質問ないでしょうか。ないようでしたら採決の方に移らせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p> <p>申請番号2番に関しまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。清心委員さんが戻られるまでしばらくお待ちください。それでは引き続き事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>8ページの3番にいきます。木場郷の2062、田1筆、1,350㎡、物納で、1筆当たり米30kg10年間の貸し付けとなっています。なお相続人はお一人です。</p> <p>9ページ、4番の八反田郷の1864、1875-2、1879、1882-2、1940、1931といずれも茶畑です。6筆で7,429㎡、相続人の同意は得られております。賃料が10aの7,000円、20年間とされております。これも備考に書いてはありますが、1864番は登記面積が9,950㎡、登記地目は山林ですが、3,500㎡の茶畑と6,450㎡の山林に分割して農地台帳上で管理しておりますので、面積の欄に9,950㎡のうち3,500㎡と記載しております。分割されているパターンもありますのでご注意ください。</p> <p>11ページの下の方の航空写真です。赤枠で囲んでいるところが申請地ですが、1864とが赤枠の左下にあって、ほとんど山で、白くなっている部分が茶畑部分になります。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは8ページの3番につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お受けしますが、ないでしょうか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。3番につきまして許可相当と賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。4番につきましてご質問意見等ございましたらお受けいたします。ないようでしたら、</p>

議長	<p>採決に移りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p> <p>4 番につきまして許可相当と賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 13 号農地中間管理事業による農地利用集積計画について、ということと 6 件事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>また補足説明資料に行きます。7 ページ農地中間管理事業です。これは先ほど説明した農業経営基盤強化促進法に基づく貸し借りの一つですが、農地の貸借に係る許可ということで、町及び長崎県農業振興公社が決定する、認定農業者以外でも利用可能な方式ということで、何なのかと言いますと、条文を飛ばしまして、貸付人→中間管理機構→借受人とありますけども、A さんから B さんに貸す時に間に中間管理機構、長崎県農業振興公社というところが入るといような内容となっております。</p> <p>「公的機関が仲介するため、賃料等が確実に支払われる」メリットで、間に公的機関が入るから安心だとよく言われます。二つ目が「借受人がいなくなった場合は機構が市町等と連携して新たな借受人を探す」と、その間の除草作業等の管理もするという内容です。「借受人は機構への賃料支払いに一元化できる」と、借受人がいろんな人から借りていても、支払は機構へ支払えば良いということで一元化できていいということとなっております。「その他要件を満たせば、固定資産税の減額措置や資金借入の優遇措置などあり」と、要件が色々あります。</p> <p>下の注意点ですけど、「借受人が決まっていないと機構が借り受けない」と、借りる人があり気じゃないと話が進まない、現行はそういう制度となっております。「町の決定や機構の決定など段階が多く正式な貸借の始期は数か月後からになる」ということで、今から説明する議案についても 4 月に農家の方から相談があって、実際貸し借りの始期になるのは 8 月ぐらいからになるということで、かなり月数がかかる事はネックになっているところでございます。「農業振興地域外は利用不可。」ということで、だいたい農地は農業振興地域に入っていて大丈夫です。「人・農地プランの実質見込みのない地区は利用不可」ということで、人・農地プランの説明は今日は省略しますが、4 地区ほどまだ実質化できていないところで、出来ていないところは使えないとなっています。「借受人の基準は農地法第 3 条と同程度の要件を満たす方」となって、面積の下限要件とか労働力の状況とか 3 条を準用してくださいという風になっております。</p> <p>委員の仕事としては、主に貸し借りに関する事なので一緒ということとなっております。それでは議案に戻ります。</p>

	<p>12 ページをご覧ください。議案第 13 号です。1 件目、瀬戸郷 924-1、田 1 筆、1,493 ㎡、3 月総会の時にあっせんを協議しまして、4 月にはまとまって出していただいたと、貸付人がもう作れないと出されて、話がまとまったということで、6 月になりましたけど、今議案として出ているという状況でございます。田、無償で 5 年間、令和 4 年 8 月 10 日から令和 9 年 8 月 9 日までとなっております。</p> <p>2 件目が八反田郷 1193-2、田 1 筆、737 ㎡、こちらは、前回も借り受けされて、契約の更新どうしますかって連絡が来ます。それを受けて同じ条件で 5 年間しますと出されている内容でございます。</p> <p>3 件目、木場郷 316-1、田 1 筆、563 ㎡、3 年間、10 a の 9,000 円となっております。</p> <p>4 件目も 3 件目と同じ配分予定者です。木場郷 280、316-2 田 2 筆で、2,682 ㎡、3 年間、10 a の 9,000 円の貸し付けとなっております。1 回ここで切ります。</p>
議長	<p>暫時休憩とします。議事録のテープもいったん止めます。</p>
事務局	<p>(5、6 の説明)</p> <p>議案第 13 号の中間管理の 5 件目です。彼杵宿郷 1366、樹園地 1 筆、2,745 ㎡、畑として 10 年間無償での貸し付けとなっております。</p> <p>6 件目、三根郷 2705 と 2715、田 2 筆、5,510 ㎡、利用目的は田で、40,000 円、10 a あたりにすると 7,259 円、10 年間の貸し付けとなっております。以上です。</p>
議長	<p>(1～6 の質疑応答、採決)</p> <p>ありがとうございました。それでは 12 ページの 1 番につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お受けしますけど、ないでしょうか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。1 番につきまして許可相当と賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手)</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p> <p>2 番につきましてご質問意見等ございましたらお受けいたします。ないようでしたら、採決に移りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>「はい」の声</p> <p>2 番につきまして許可相当と賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手)</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p> <p>3 番につきましてご質問意見等ございましたらお受けいたします。ないようでしたら、</p>

議長	<p>採決に移りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p> <p>3番につきまして許可相当と賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p> <p>4番につきましてご質問意見等ございましたらお受けいたします。ないようでしたら、採決に移りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>4番につきまして許可相当と賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p> <p>5番につきましてご質問意見等ございましたらお受けいたします。ないようでしたら、採決に移りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>5番につきまして許可相当と賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p> <p>6番につきましてご質問意見等ございましたらお受けいたします。ないようでしたら、採決に移りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>6番につきまして許可相当と賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p>

事務局	<p>議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>17 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>有償の所有権移転で、蔵本郷の 1627-3、1628-1、田 2 筆、863 ㎡、転用事由として店舗用地とされています。18 ページが許可申請書になります。転用の目的としては、「現在、町内に居住しており、歯科医院を営んでおります。東彼杵町の町おこしの一環として多目的店舗・集会場を建築し、利用していただく目的で申請いたします。」ということで申請されております。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要ということで、23 ページの被害防除計画書をご覧ください。</p> <p>① (1) 申請地の造成計画の内容については、ウ現状のまま利用する、被害防除措置の内容又は被害の発生のおそれがない理由は、現状のまま使用する為、被害の恐れはない。とされています。</p> <p>② (1) 雨水排水は水路放流、(2) 汚水処理は下水、(3) 生活雑排水は下水、(2) 及び (3) の放流先は下水道、周囲地との影響がないように排水（下水）を行う為被害の恐れはないものと思われる。とあります。</p> <p>③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、イ建物の高さを加減する（高さ 5.16m 程度）、周囲地との日照・通風・耕作等に影響がないように造成・建築を行う為被害の恐れはないものと思われる。となっております。</p> <p>21、22 ページが平面図、配置図になっております。</p> <p>次の 24 ページに事業計画書（一般事業用）を載せておりますけども、こちらは店舗のためなので、一般の場合は提出の必要はありません。</p> <p>27 ページ、農地転用に伴う隣接農地等関係者の承諾書ということで、承諾をいただいております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件につきましてご質問意見等ございましたらお受けいたします。ないようでしたら、採決に移りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>この件につきまして許可相当と賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p>

	<p>(休 憩)</p>
<p>議長</p>	<p>時間になりましたので再開したいと思います。それでは6番その他の件につきまして事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他の協議事項資料これに沿って説明していきたいと思います。</p> <p>まず①委員の役割・活動について、2ページをご覧ください。これは農業委員さんに関しましては6月16日に説明する折に同じものを配っております。確認のためにもう一度見ていただけたらと思います。「農業委員・農地利用最適化推進委員の役割・活動について」、主なものをここに列記しております。右側に農業委員さん推進委員さん〇を付けておりますけど、ほぼ同じです。ここに書いてあるものに関しては1番上の「総会での法令業務の許可・決定等」、これは農業委員さんの権限です。下から5番目の「和解の仲介」と、これも仲介委員を農業委員さんの中から選んですることですので、推進委員さんのところには棒線を引いております。あとは先ほどから説明しているんですけど、「総会に出席し、議案等に対する意見を述べる」とか「農地等の権利移動等に係る相談対応及び現地調査」というようなところを書いております。上から5番目、「利用状況調査（全筆調査）」ということで、毎年7月下旬から9月にかけて、農業委員さん推進委員さんにご協力の元、町内の農地として管理している全筆調査しております。やり方等は来月7月の総会で紹介しますが、結構大変な作業になりますので皆さまご協力をお願いします。</p> <p>その下の「日常業務の中での農地パトロール」、この後活動記録簿というのを説明するんですけど、今国からも日常業務、こういったものを行っているかというのを記録に残すことを強く言われております。農業委員さんが何をしているのか明らかにして皆さんに周知しようというような目標のようです。</p> <p>あと「農地利用の最適化に係る活動」ということで、最適化っていうのが下に書いてあります「担い手等への農地の集積・集約」と「耕作放棄地の発生防止、解消活動」「新規参入者の促進」「人・農地プランの推進」ということで、あと、「和解の仲介」下から2番目の「農業者年金の普及・推進」と、「全国農業新聞の普及・推進」というのも活動の中にあります。</p> <p>下の表は「定例総会での協議する内容」ということで、上2つは今日も協議をさせていただきました農地の権利移動、3条と基盤強化法と農地中間管理事業、とそれぞれありました。農地転用申請、3つ目が農地改良届ということで盛土・切土などの造成を伴うものについては令和3年度からきちんと届出をするようにしましょうと周知をしているところでございます。また、協議内容とかは、皆さん勉強しながらとなりますけど、まずはみんなしっかり出してもらって、目的としては、改良をして周りの農地の人から苦情が出たりすることもあるみたいなので、そういうのをなくしていこうと、事前に周りの人の同意を得て工事をしていきたいと思います、いうところがスタートで、届出をするように今周知を図っているところでございます。</p>

事務局	<p>次が農地あっせん申出ということで、もう作れないので貸したいとかいう場合に議案として出てきまして、地元委員さんを中心にあっせん委員を決めて、誰が借りてくれる人を探すというような内容になっております。</p> <p>一番下が、先ほど説明を省略しましたけど、「農業振興地域内整備計画変更に対する意見」ということで、農振農用地、ざっくり言うと、農地として使うように指定するのが農振農用地ですけど、そういう計画に、入れるとか外すとかそういうのに対する、農業委員としての意見を言うのも、総会で協議する内容となっております。</p> <p>他にもありますけど、こういうものが多いですと書いております。</p> <p>続けます。次第の2番、令和4年度最適化活動目標ということで、令和4年度から新しくできたもので、令和3年度までも似たような計画もありましたけど、ページで言うと3ページです。「令和4年度最適化活動の目標の設定等」ということで、こういう目標を毎年立てて実績を確認していきましょうということで、新たにできたものでございます。国からの交付金等にもそういう実績が反映されるというところで、皆さんにもこの目標を達成できるように頑張ってくださいなというところで作っております。内容は本来皆さんで協議して決めますけど、事務局で先に入れております。だいたいこれの何パーセントを目標にしてくださいとか、これを何回してくださいねとかいう目標が多いので、それをそのまま入れております。</p> <p>上から説明をしていきます。3ページの1番、農業委員会の状況、令和4年4月1日現在として作るようになっておりますので、改選前の状況になっております。任命・委嘱年月日は令和元年6月15日、満了日が令和4年6月14日、農業委員さんの定数が14名、実数14名、農地利用最適化推進委員の定数は4月1日現在で14名になっております。地区数が11となっております。農家・農地等の概要ですけど、統計情報から入れておりますので、説明は省略します。こういう風になっています。直近の2020年農林業センサスの数字を入れております。</p> <p>4ページですね、2番最適化活動の目標、1、最適化活動の成果目標、農地の集積、現状及び課題ということで、現状、管内の農地面積が1,378haで今農地台帳上は整理しております。さっき説明しました基盤強化法とか農地中間管理事業とかで集約されている面積が214ha、集積率が15.5%。課題としては、中山間地域であるため、狭小地・傾斜地などの条件不利地が多く、集積が難しいということで、下の②目標、これを5年後までに80%にしてくださいとしています。令和9年度に80%、それを5年後なので5で割って年間目標を立てておりますけど、今年度の新規集積が178ha、今全部で214なので、178も厳しいですけども、そういう風に立てるとなっています。今年度末の集積面積合計が392haで、28.4%まで今年度中になるというような目標を立てております。(2)遊休農地の解消ということで、先ほど説明した全筆調査を経て、農地の状況を色々、耕作中ですか保全管理中中ですか、もうここは農地ではないですとかいうのがありますが、その中に遊休農地という判定があります。ざっくり言うと1年以上放置してある農地で今後も耕作される見込みがない、今も耕作されていない、そういう農地ですけど、これも皆さんに判定していただいているところですけども、去年の調査で上がってきた遊休農地が20.7haです。厳密に言うと緑区分と黄色区分</p>
-----	--

っていうのがありますが、黄色区分には入れていません。緑区分が草刈り等で元に戻せる遊休農地、黄色区分が基盤整備事業等したら元に戻せるということで、基盤整備をしたら元に戻せるってほとんど非農地と一緒にではないのかということで、黄色区分っていうのは今のところ設定しておりません。ということで、20.7haの緑区分の遊休農地があるとなっております。課題が農業者の高齢化が進み離農等による遊休農地化が進んでいる。②目標、既存遊休農地の解消、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地が20.7ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積は4.1ha、下に「緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入」とあるのでそのまま書いてあるだけです。下の黄色区分はないので0ha。

1番下のイ新規発生遊休農地ということで、前から遊休農地だったということで新規としては0と、20.7haは前々からということで、0haになるとしております。

5ページですけど、新規参入の促進ということで、1、2、3年度、それぞれ新規で入ってきた経営体と面積を記入するようになっていますが、元年と2年度、厳密に探せばいるのかもしれないですけど、0経営体0ha、3年度は2経営体2.4ha入っているということで、課題は、人口減少が進んでおり、農地も中山間地の条件不利地が多いため、新たな経営体の参入・確保が難しい。ということになっております。目標は権利移動面積ということで、28、29、30年度の権利移動した面積、44ha、50ha、22haって書いていますけど、これの平均39haです。これの10%を超える数値を下の「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」というところに入れなさいってなっていますので、4haと入れてあります。

2番最適化活動の活動目標、推進委員等が最適化活動を行う日数目標ということで、これが先ほども言いました皆さんにお願いしないといけないところですが、国から記録をちゃんと付けてくださいということをおっしゃっております。今日も農業委員に説明したので色々提出してもらっていますけど、どういう活動をされているか、年に何回活動されているか、というのを今、国が調べて、実績を残していこうとしているところです。一人当たり月に10日という目標でしてくださいと指定がきておりますので、皆様10日以上活動をさせていただくという目標としております。ここはあとで補足説明をします。10日と言われても皆さん困ると思うので、どういう活動をしたらいいかっていうのを説明します。

(2) 活動強化月間の設定目標、活動強化月間の設定回数は3回。3回以上してくださいと言われております。令和4年8月9月12月とあててはありますが、8月と9月は農地利用状況調査を中心的にしますので、これに合わせて再生不可能な農地の非農地化を進めると共に遊休農地化しそうな圃場は耕作者等の意向を把握する、というような、農地利用状況調査の時に遊休農地の解消を図っていくというような目標です。1番下が利用状況調査後の利用意向調査というものがありますけど、遊休農地を今後どうしますかっていう調査とか、もう農地ではないですっていう非農地通知っていうものもありますけど、この通知に対していろいろ質問がきます。それに対して、相談があったときに、これはこういうものですよとか、こうしてくださいねとかいうのを説明していただくっていうのを重点活動としてあげております。

議長	<p>(3) 新規参入相談会への参加目標ということで、これも2回以上とあったので2回としています。開催時期は正直適当ではありますが、令和4年の9月と来年令和5年の2月で、誰か新規で農業を始めたいという方がいらっしゃった場合は、だいたい農林水産係に相談に来られますけども、そのあと就農相談会をするので、その折に地区の委員さんを中心に参加をしていただいて助言をいただければなとしています。</p> <p>3ページから5ページが最適化活動の計画となっております。事務局で記入しているので皆さんの意見もお聞きしたいと思います。何かご意見あればよろしく願います。</p> <p>今事務局の方から一方的ではありましたが説明がありました。その中で何かご質問とか分からないことがあればお願いしたいです。特段思いつかないようでしたら、また引き続き議案に移りたいと思います。</p>
事務局	<p>資料が別の物になります。月別記録簿っていうのを出していただけたらと思います。</p> <p>これが月の目標が10日間の記録を付けてくださいということで、本来はオレンジ色の冊子、農業委員会活動記録セットとなっております。ここに月に10日分書くようになりますけど、非常に使いづらいということで、私も見て、あまり使いたくないなというものです。なるべく皆さんが書きやすいように事務局で作ったのが、この月別の表です。まず最適化活動についてですけど、開いていただいて記入例を飛ばしていただいて、3ページ目です。活動項目一覧って書いてある横書きの表ですけど、これオレンジ色の冊子の中にも同じものがあります。この中で太い赤で矢印を書いている上からと下からですね。ここが最適化活動となります。ここの中にある活動を10日以上してくださいねというのが今言われていることとございます。例えばその赤以外のところで、黄色の線を引いている総会・研修会への出席とかありますけども、これは皆さんの活動ではありますけど、最適化活動には入らないと。10日には加算されないということになります。最適化活動の中で主なものと私が判定したものに赤の線を引いていますが、「出し手受け手の意向把握」であったり、「総会に出席し意見を陳述」これは推進委員のみになります。あとは現地確認、7月からの利用状況調査、利用状況調査以外の現地確認、農地の仲介あっせん、新規就農者の相談会への参加など、ということを書いております。先に進みますけども、記入例で、最適化活動、どういったことを書いていいかっていうのが書いてありますけど、11ページの上の段、記入例1道すがら荒れている農地はないか確認した場合、ということ、8月10日に20分間下の詳細に「自分の圃場に向かう途中、〇〇地区△△付近の圃場に異常がないことを確認した。」と、これでパトロールになると、これが最適化活動の1日になります。というようなことが書いてあります。</p> <p>記入例の2番については、農地の所有者から農地の賃貸借の解約に関する相談があった場合ということで、耕作者の高齢を理由に途中解約することとなった。後継者は全くいない状況で、誰でもよいとのことで、次の耕作者を探したい。と、こういうのを書いてくださいとなっておりますけど、まずはどれが最適化活動なのか、っていうのが</p>

	<p>皆さん考えないといけなくて分かりにくいと、この用紙も書きにくいと、4月5月と経って、なかなか苦戦されているなど、実際提出されたものを見て思っ、この月別の用紙を作っております。そしてこの記入例、一番表から一枚めくったところを見ていただいて、現地調査を月に10日確保する！と書いてありますけど、どうやって10日確保するかですが、さっきの例のように荒れ地がないか道すがら調査したと、あれが一番簡単であって、皆さん確実にされている活動の一つではないかなと思います。自分の田・畑に行っ、周りを見ますので、それでパトロールの一環になると、異常がなければパトロールになると思いますので、こういう活動を積み重ねていただくのが一番わかりやすいかなと判断しております。記入例に赤丸で現地調査のところを表示してありますが、○地区を1時間って書いてありますが、0.5時間でもいいと思います。例えば家から出でどこかに行くときに家の近くの農地を見たっていうのも良いので、とにかく現地調査に10日分○を付けるっていうのをまず目標にしたい、これが一番簡単だと思います。実際冊子を書いていただいたら分かると思いますけど、非常に複雑な感じで見えます。月別の表であれば家の近く、○○地区を見たよと、○を付けるだけなので簡単じゃないかなと私は思います。これで月に10日○を付けていただいて、一応青で書いているのは対象外だと書いてありますが、現地調査をしていただけたらもうそれだけで大丈夫ですので、そこは気にしないでいいかなと思います。一番右の欄、詳細、有・無というところがありますけど、ただ圃場を見ただけだったら無でいいです。何か詳しく書きたい内容がある場合は有に○をしていただいて、その時に冊子に詳しく書いてもらうという風にしようかなと思っております。例えばこの表で行くと12日蔵本地区1時間現地調査とその他ということで、貸借相談ということで、詳細有とあるので、誰々から相談を受けたとか、どここの土地を誰かに貸したいとか、そういう話があったときに冊子に書くように出来ないかなと思っております。まずはこの現地調査に10日○を付けるっていうのを目標にしたい、簡単でいいので、この日畑に出たとき、田んぼに出たとき、あるいは外出をされたときに皆さん多分周りの農地をふらっと見ると思っています。事務局の私でも農地が気になるので、多分皆さんも見られていると思いますが、それで結構ですので、この辺は異常ないということで現地調査をしたと記録を付けていただくようお願いしたいと思います。活動記録簿についての説明は以上です。今までされてきた方は大分内容が変わってきているので、何かご意見があるかと思っています。</p>
森土雄委員	月に10日これを書くということですけど、例えば私は6地区ですけど、自分の担当の地域を見るのですか。それとも他の地域でもいいのですか。
事務局	基本的に推進委員さんは自分の担当地区がいいかとは思いますが、そうでなくてもいいのかと思っております。
森土雄委員	全体的にでもいいのですか。

事務局	<p>そうですね。農業委員さんに関しては全体の委員なのでどこでもいいのですが、出来れば推進委員さんも家から出る時点で自分の地区にいらっしゃると思いますので、極力その地区をしてもらって、よその地区でも見たということであればいいかと思います。</p>
森土雄委員	<p>例えば荒れた地区とか、そういうところばかりなのですか。</p>
事務局	<p>普通に耕作されているところが当たり前に耕作されているのを見たっていうのでいいです。例えば雨の後とかだったら災害が起きているとか、そういう可能性もあるので。</p>
森土雄委員	<p>はい、わかりました。</p>
宮脇委員	<p>宮脇ですけど、もう実際に活動記録は出しましたけど、例題を見たらこの前部落で田植えが終わって田祈祷をしましたけど、田祈祷をしたら水田の管理とか今後の管理とかいろんな意見が出てくるわけですね、そういうのもその記録用紙として使ってもよろしいですか。</p>
事務局	<p>もちろんです。それも遊休農地とかの防止とかいろんなことに繋がると思いますので記録を付けていただけたらと思います。</p>
宮脇委員	<p>はい。それと今後実行組合とかそういう会合がございますよね。そういうときの記録として活用してもよろしいですか。</p>
事務局	<p>そうですね。基本的に農地に関わること何でも書くような詳細を付けていただくのが一番いいかと思います。小さいことでも何でも書いてくださってというのが国の指示ですので、あとは事務局の方で取りまとめて提出をしていきたいと思いますので、何でも思いついたものは書いていただきたいと思います。</p>
宮脇委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
川井委員	<p>10番川井です。もうこの記録簿を出したっていう方もおられましたが、これは例えば6月分を7月の定例会で提出したらいいのですか。</p>
事務局	<p>そうですね。6月分を6月に出してもらう方もいるのですが、厳密に言えばあと5日6日あるので、そういうふうに1ヶ月ずらすのは全然構わないです。年度末時期には取りまとめがあったりしますので、その時は別途早めに出していただきをお願いしたりするかもしれないですけども、6月に書いた分を7月の総会の折に提出していただくという考え方でいいと思います。</p> <p>会長は、データで欲しいということで、エクセルのデータをお送りしております。他</p>

	<p>にも必要な方がいらっしゃれば、今日7月から3月までの分を紙でクリップ止めてお渡ししておりますけども、入力したいという方は別途連絡いただけたら、メール等教えていただければお送りしますのでよろしくをお願いします。</p>
富永委員	<p>9番富永です。今朝、今年はある雨が少ないから、平似田の新木場の堤とか見に行って、どのくらい溜まっているか気になったので様子を見ましたけど、そういうのも書いてよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>水位なので、農業に関係しているので問題ないと思います。</p>
議長	<p>どうかと思うものは全部書いておいたらいいと思います。</p>
事務局	<p>書いてないより、書いてある方がいいです。</p>
林田委員	<p>今水位を言われていたように、下の方から水がなく田植えが出来ないと、頼んでいるけど水はどうしたらくるのかと言われてました。現地に行ってみたら、私のところは水が一番来る場所だったので良かったんですけど、下の方は全然水がないと2、3件電話があって、私も雨は降らせられないので、雨が降るまで待ってくださいと言って、一応現地を確認に行きました。やっぱり水は少なかったんで、後から行ったら1週間後に遅れて田植えをしましたけど、また確認に行ったりしたのを書いてもいいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、もちろんです。</p>
林田委員	<p>はい、わかりました。</p>
森土雄委員	<p>今話を何人かお聞きしましたが、使い分けですね。活動記録簿と冊子がありますけど、結局、今の地区を歩いてみたときに10分から30分、その時に現地調査・その他とありますが、結局、活動記録とか、水が出ないとか、それは現地調査に○したらいいのか、その他に○して別紙記載として詳細を書いたらいいのか、その辺をどうするのですか。</p>
事務局	<p>今おっしゃった通りだと思います。その他に○をしていただいて、別紙に書いているということでしたら詳細有で、内容は冊子に書いていただけたら、表のっただけには書ききれないと思いますので</p>
森土雄委員	<p>それがない場合は、現地調査だけでいいんですね。</p>
事務局	<p>極論言いますと、現地調査だけだったら冊子は使わないということです。</p>

森土雄委員	月に10日間だけでいいのでしょうか。10日以上は？
事務局	10日以上でも20日でもいいです。
森土雄委員	基本的に手書きですか、パソコンで入力ですか。
事務局	どちらで出していただいてもいいですけど、皆さん手書きが早いかと思います。後々のためにデータを残しておきたい場合はパソコンで作った方がいいのかとは思いますが。
議長	自分自身はデータを貰いまして、自分の作業に合わせて思い出しながら書くときもあります。データがいい人はデータを貰っておけばいいですし、データでもらっておけば残しやすくはあります。
前平推進委員	中山間なんかで打ち合わせをしたけど、それもいいんですか。
事務局	いいです。
富永推進委員	話をよく聞いてなかったのが、月別活動記録簿に書いたものを、また冊子にも書き写さなきゃいけないのでしょうか。
事務局	詳細がある場合だけです。詳しく内容を書かないといけないとき、オレンジの冊子に書いてくださいということです。
富永推進委員	冊子も書いたら出す？
事務局	書いた分は出してください。一枚ずつちぎれますので、余白が出来てしまうかもしれないですけど、1枚全部ちぎって提出してください。
山口委員	冊子のデータはない？
事務局	冊子のデータもあります。 この記録が何になるのだろうという感じかもしれませんが、まずは記録を付けるところからスタートしなきゃいけないのかと、お手数ですがご協力をお願いします。
議長	実際に活動記録を付けてもらおうと、この月別のものは他の地域にはないです。県から頂けるのは本の分しかありません。分かりやすいように事務局が別途作成したものになるので、これから改良の余地があるかもしれないし、そういうところもつけていって

<p>事務局長</p>	<p>もらいながら改善していけばと思っておりますので、また途中でそういうのがあればご意見いただければもっとつけやすくなると思うのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは次に行きたいと思ひます。今期の各種対策部会の編成についてですけど、農業委員会には農政部会と農地部会、年金部会と3つの部会があります。委員の皆さんにはどれかの部会に所属していただくことになります。この部会については農業委員会等に関する法律に規定された部会っていうのがあるんですけど、うちにある部会は法律に規定されている部会ではなく、うちの農業委員会で任意に設置した部会になりますので、皆さんの裁量で自由に活動ができるものと考えております。この3つの部会で、取り組んでいただきたい内容について簡単ですが説明いたします。</p> <p>まず農政部会ですけども、農地集積対策と情報対策をしていただくことになります。簡単に説明しますと、農地中間管理事業を活用した集積組織のために、人・農地プランの中心となる経営体や認定農業者、集落への組織等に関して、農地集積に関するスタッフの情報を提供していただくこととなります。</p> <p>続きまして農地部会ですが、荒廃農地解消対策となります。荒廃農地対策というのは、農業委員会の法令権を持つために、農業委員会全体で取り組むものになります。荒廃農地対策のためには遊休農地の所有者、遊休農地の予備軍も含めますけど、所有者に対して意向確認調査の実施と、把握した所有者の意向に沿った利用調整を的確に行うことにより、優良農地の確保につながるようになります。農地部会ではその意向調査の手法等について検討してもらいたいと考えております。</p> <p>最後に年金部会ですが、農業者年金の加入促進です。未加入者に対して制度の説明をしていただき加入促進をお願いしてもらおうということになります。これ初めての方にはちょっと何のことかわからないと思ひますので、再入された農業委員さんと推進委員さんを中心に事務局案をお作りしております。6ページになります。こちらの方に再入された方達にお願いする形になって、その方たちと一緒に勉強していただくことになると思ひますので、これでご了承していただければと思ひます。</p>
<p>議長</p>	<p>3つの部会があるのですが、ここ数年の中では、コロナ禍の中で、なかなか活動が出来ずに特別目立った活動はないですけど、1番は年金部会ですね。農業者年金の説明とか加入を進めて動いていました。</p> <p>農政部会、農地部会として動いたのもあまり記憶にないですけど、前にふるさとふれあい祭りとかがあったときに、農業委員会としていろんな相談とか、段取りとかしてもらってました。</p> <p>極論、この全てのことは全ての農業委員さん、年金部会じゃないから農業者年金のことはしないとかじゃなくて、近くに年加入対象の方がいらっしゃったら紹介してもらったり話をしてもらったりと、そういうのは誰でもしなくてはならないものなので、特段、この部会に入っているなのでこの部会でしてくださいっていうのはないと思ひます。人・農地プランの今後の進め方のなかでは、これはすべての農業委員さん推進員</p>

	<p>さん含めてですけど、動いていかなきゃならないのかなというのはあると思います。事務局案として、今までの任期とか経験とかそういうのをふまえた中で、割り振りをしていますが、これでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ではこれで進めさせていただきたいと思います。</p>
大原推進委員	<p>私自身が昨年水田を長年耕作放棄していたところを、農業委員会からの連絡があって、原野に地目変更したんですけど、まだ私自身も他に耕作放棄を長年しているところもあるし、私の地区を見渡しても、畑はそんなにないですけど、畑もありますけど、水田が長年耕作放棄状態にあるんですね。</p> <p>例えば耕作放棄地の割合をこれ以上上げないためには、田畑を原野とか地目変更をするような考えなのか、それとも、それほどそういうのは拘らなくて荒れたところは荒れたところで仕方がないのかなと、その辺は、毎年現地調査をされて、そういうところもほとんど把握されていると思うんですけど、今後どんな風にしていかれるのかちょっとお聞きしたいです。</p>
議長	<p>基本は、昔は農業委員会は農地の番人とか、そういう感じで農地を守る方法で動いていましたけど、今は優良な農地を守っていきましょと、今後も耕作できるような農地を守っていきましょと、現地調査をして周っているんですけど、こんな山の中に田んぼがあるのかと、実際そこに田んぼが復元するわけもなく、そういうのは逆に山に還しましょと、今後作れないようなところは山に還したり、優良なところだけはしっかり残していきましょというような方向性で、国もこの方向性です。今そういう荒れたところが東彼杵町で、東彼杵町に限らず、どんどん増えていますので、そういったところで優良な農地を残していこうという考えになっています。</p> <p>ですから今荒れているところは、まずどうしますかと案内が来たと思いますけど、貸したいと、借り手もない、原野のようになっていると、原野に換えたり地目を換えましょという形ですね。ただ、周りが全部優良農地でその中に一か所だけ荒れていたならそれはどうかしてくださいと、農地から変えられないですよっていう方向で行かないといけないと思いますけど、事務局からはどうですか。</p>
事務局	<p>今会長が言われた通りですね。農地を守るのも必要なことですけど、何でもかんでも守っていこうっていうよりは、きちんと今後も利用されていく農地を守っていくっていうのが大事だと思っております。大原委員さんも言われていましたけど、非農地化も解消の一環なんですよ。山林原野に荒れている農地を変えていくっていうのも解消の一環になりますし、集積面積も全体の面積が減れば当然集積率も上がるので、そういう意味でも意味のある事なんですよ。本当に使えない、今後も利用しても意味がない、周りに影響がないっていう農地は、積極的にというわけではないですけど、</p>

<p>大原推進委員</p>	<p>非農地化を進めるような考え方になっております。 来月説明しますが、夏の利用状況調査、全筆調査の折にそういう農地があれば、そういう判定を皆さんに出していただいて、非農地化できるところは非農地化をするというふうに進めております。</p>
<p>議長</p>	<p>わかりました。</p> <p>その他に質問ないですかね。これで一応説明は終わりとなっているのですが、ないようでしたらこれで本日の6月期の総会は終了したいと思います。次回総会予定日ということで、7月25日月曜日13時30分より行います。 次回はクールビズということで、いいですけど一般作業着とかはご遠慮いただければと、よろしくお願ひしたいと思います。後何か言うことないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>バッチと農業委員さん推進委員さんの手帳があるのですが、手帳には身分証明の写真を付けたり、バッチもいま旧役員さん達から回収しているところでまだ全部集まってないので、その辺も7月の総会の時に配布をさせてもらおうと思っております。ちょっと遅くなるので申し訳ないですけどよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは終わりますけど、最後の片づけをお手伝いいただけたら幸いです。 本日の総会はこれで終了いたします。お疲れ様でした。</p>